

社会福祉法人大磯恒道会 次世代育成計画

育児休業取得促進行動計画

職員が出産後も職場復帰して安心して長く勤められるような環境の整備や、男性職員も育児休業を取得して仕事と子育てを両立させることができるなど、全ての職員がその能力を十分に発揮できる機会を積極的に作るため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日まで

2. 内容

目標1：男性も育児休業が取得できることなどを知ってもらい、育児休業の取得の促進が図れるよう周知を図る。

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

目標3：育児短時間勤務、所定外労働の免除、子の看護休暇など育児と子育ての両立を図れるような制度について情報提供を行う。

<方策>

◎施設内に掲示や回覧などを行い、育児に関する諸制度や法人内規程の職員への周知を再徹底し、利用促進の啓発を行う。

◎制度に関する質問や、相談を受けられるよう窓口を設置する。